

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和2年8月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸 局内	運輸支局 内	当該違反 点数
令和2年8月19日	立石一郎	エコタクシー小佐々営業所	輸送施設の使用停止 (70日車)、文書警告、 文書勧告	道路運送法第27条 第3項	令和2年3月3日、監査実施。12件の違反が認められた。 (1)疾病、疲労等のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条)、(3)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)乗務等の記録事項義務違反(運輸規則第25条)、(5)乗務員台帳の作成義務違反(運輸規則第37条第1項)、(6)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)、(7)運転者に対する指導監督違反(運輸規則第38条第1項)、(8)運転者に対する指導監督の記載事項義務違反(運輸規則第38条第1項)、(9)特定運転者に対する特別な指導監督違反(運輸規則第38条第2項)、(10)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(11)指導要領制定義務違反(運輸規則第40条第1項)、(12)指導主任者の届出義務違反(運輸規則第68条第1項第3号)	7点	7点	7点	7点
	長崎県佐世保市小佐々町	長崎県佐世保市小佐々町曰 浦免52-3							